

# 議案説明書

消防本部 予防課

提出議会：令和2年第8回定例会

## 1 案件名

議案第133号 佐野市火災予防条例の改正について

## 2 概要

- 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され（同省令の一部を改正する省令：令和2年8月27日公布、令和3年4月1日施行）、対象火気設備等（消防法第9条に規定する火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるものをいう。）のうち、急速充電設備の全出力の上限が200キロワットまで拡大される。
- これに伴い、本条例の急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準等を改正する。

## 3 理由、趣旨、目的等

- 第11条の2 次の急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加
  - 急速充電設備を屋外に設ける場合は、建築物から3メートル以上の距離を保つこと（例外あり）。（改正案第1号）
  - コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること（例外あり）。（改正案第13号）
  - 充電用ケーブルの冷却に液体を用いる場合は、次の構造とし、及び措置を講ずること。（改正案第14号）
    - ア 当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
    - イ 当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。
  - 複数の電気自動車等に同時に充電できる急速充電設備の場合は、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。（改正案第15号）
  - 蓄電池を内蔵している急速充電設備である場合は、当該蓄電池について次の2項目を追加（改正案第16号ウ及びエ）
    - ア 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させること。
    - イ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させること。

- ・第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備でその設備を設置する際に消防署長に届け出なければならないものとして、50キロワットを超える急速充電設備を追加

#### 4 その他の事項

- ・施行日 令和3年4月1日
- ・附則経過措置 この条例の施行の時点で既に設置されているか、又は設置の工事がされている急速充電設備については、改正前の急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準による。